

茨城県がん検診推進協議会住民検診推進部会ワーキンググループ会議設置要綱

(目的)

第1条 茨城県がん検診推進協議会住民検診推進部会で協議する事項について、実務レベルでの調査・検討を行うため、茨城県がん検診推進協議会専門部会設置要綱第7条の規定に基づき茨城県がん検診推進協議会住民検診推進部会ワーキンググループ会議（以下「ワーキンググループ会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 ワーキンググループ会議は、次の事項について、検討を行うものとする。

- (1) 住民への意識啓発に関すること
- (2) 個別勧奨・再勧奨の推進に関すること
- (3) 受診環境の整備に関すること
- (4) 精密検査受診率の向上に関すること
- (5) その他、住民検診推進部会の運営に必要なこと

(組織)

第3条 ワーキンググループ会議は、前条の検討事項に関し、茨城県保健福祉部保健予防課がん対策推進室長が別表第1の担当者の参集を求めて開催する。

(座長)

第4条 座長は、茨城県保健福祉部保健予防課がん対策推進室長をもって充てる。

(座長の職務)

第5条 座長は、専門部会を代表し、会務を総括する。

2 座長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(助言者の出席)

第6条 ワーキンググループ会議は、助言者として別表第2の出席を求め、意見及び助言を得ることができる。

(関係者の出席)

第7条 ワーキンググループ会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 ワーキンググループ会議の事務局は、茨城県保健福祉部保健予防課がん対策推進室に置く。

(検討結果の報告)

第9条 ワーキンググループ会議で得られた検討結果は、茨城県がん検診推進協議会住民検診推進部会に報告する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループ会議の運営に必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年11月9日から施行する。

別表第1

市町村名	担当課
日立市	保健福祉部健康づくり推進課
北茨城市	市民福祉部健康づくり支援課
取手市	健康増進部保健センター
鹿嶋市	健康福祉部保健センター
守谷市	保健福祉部保健センター
坂東市	保健福祉部健康づくり推進課

別表第2

機関名
株式会社キャンサーズキャン